

発議第 1 号

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年3月6日 提出

三宅町議会議長 植 村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者 衣川喜憲 

賛同者 松本健 

賛同者 森内夢也 

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月19日三宅町条例第20号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

附則第4項の「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間」を
「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日より施行する。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第20号)新旧対照表

改正後（案）	現行
附 則 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、議会の議員の議員報酬額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「議員報酬基礎額」という。)から、議員報酬基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる議員報酬の月額はこの限りではない。	附 則 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、議会の議員の議員報酬額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「議員報酬基礎額」という。)から、議員報酬基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる議員報酬の月額はこの限りではない。